

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年 10 月版	(旧) 令和 6 年 3 月版	備考
<p>札幌市公共測量仕様書の改定について</p> <p>令和 6 年 10 月単価適用の委託業務から適用</p> <p>～本仕様書を使用される皆様へ～</p> <p>本仕様書は改定する場合があります。改定時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改定内容をご案内しますので、ご確認ください。</p> <p>http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html</p>	<p>札幌市公共測量仕様書の改定について</p> <p>令和 6 年 3月単価適用の委託業務から適用</p> <p>～本仕様書を使用される皆様へ～</p> <p>本仕様書は改定する場合があります。改定時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。</p> <p>http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html</p>	

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和6年3月版	備考
目次	目次	
第Ⅰ章 総則 (省略)	第Ⅰ章 総則 (省略)	
I-40 ワンデーレスポンス・ウィークリースタンスの取組…………… 23	<hr style="border: 1px solid red;"/>	項目の追加
I-41 特定外来生物(植物)について…………… 24	I-40 特定外来生物(植物)について…………… 23	項目番号及びページ
I-42 法定外の労災保険の付保…………… 26	I-41 法定外の労災保険の付保…………… 25	番号の修正
第Ⅱ章 基準点測量(基準点測量)	第Ⅱ章 基準点測量(基準点測量)	
II-1 目的…………… 28	II-1 目的…………… 27	ページ番号の修正
II-2 作業方法…………… 28	II-2 作業方法…………… 27	
II-3 計算…………… 28	II-3 計算…………… 27	
II-4 基準点の復旧測量…………… 28	II-4 基準点の復旧測量…………… 27	
II-5 成果等の整理…………… 28	II-5 成果等の整理…………… 27	
第Ⅲ章 基準点測量(水準測量)	第Ⅲ章 基準点測量(水準測量)	
III-1 目的…………… 30	III-1 目的…………… 29	
III-2 作業方法…………… 30	III-2 作業方法…………… 29	
III-3 計算…………… 30	III-3 計算…………… 29	
III-4 水準点の復旧測量…………… 30	III-4 水準点の復旧測量…………… 29	
III-5 成果等の整理…………… 30	III-5 成果等の整理…………… 29	
第Ⅳ章 地形測量及び写真測量	第Ⅳ章 地形測量及び写真測量	
IV-1 目的…………… 32	IV-1 目的…………… 31	
IV-2 作業方法…………… 32	IV-2 作業方法…………… 31	
IV-3 地図編集…………… 32	IV-3 地図編集…………… 31	
IV-4 成果等の整理…………… 32	IV-4 成果等の整理…………… 31	

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和6年3月版	備考
第V章 地形測量及び写真測量（三次元点群測量）	第V章 地形測量及び写真測量（三次元点群測量）	
IV-1 目的…………… 33	IV-1 目的…………… 32	ページ番号の修正
IV-2 作業方法…………… 33	IV-2 作業方法…………… 32	
IV-3 成果等の整理…………… 33	IV-3 成果等の整理…………… 32	
第VI章 応用測量（路線測量）	第VI章 応用測量（路線測量）	
VI-1 目的…………… 34	VI-1 目的…………… 33	
VI-2 作業方法…………… 34	VI-2 作業方法…………… 33	
VI-3 成果等の整理…………… 34	VI-3 成果等の整理…………… 33	
第VII章 応用測量（河川測量）	第VII章 応用測量（河川測量）	
VII-1 目的…………… 36	VII-1 目的…………… 35	
VII-2 作業方法…………… 36	VII-2 作業方法…………… 35	
VII-3 成果等の整理…………… 36	VII-3 成果等の整理…………… 35	
第VIII章 応用測量（用地測量）	第VIII章 応用測量（用地測量）	
VIII-1 目的…………… 37	VIII-1 目的…………… 36	
VIII-2 作業方法…………… 37	VIII-2 作業方法…………… 36	
VIII-3 用地実測図等の作成…………… 37	VIII-3 用地実測図等の作成…………… 36	
VIII-4 成果等の整理…………… 37	VIII-4 成果等の整理…………… 36	
第IX章 参考付表	第IX章 参考付表	
IX-1 関係法令等…………… 40	IX-1 関係法令等…………… 39	
IX-2 公共測量の手続き…………… 49	IX-2 公共測量の手続き…………… 48	
IX-3 段階確認一覧表…………… 50	IX-3 段階確認一覧表…………… 49	
【付録】空間データ 製品仕様書（札幌市 公共測量 空間データ）…………… 54	【付録】空間データ 製品仕様書（札幌市 公共測量 空間データ）…………… 53	

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和6年3月版	備考
【様式集】	【様式集】	
様式1 再委託承諾願 59	様式1 再委託承諾願 58	ページ番号の修正
様式2 再委託選定通知書 60	様式2 再委託選定通知書 59	
様式3 成果物目録 61	様式3 成果物目録 60	
様式4 土地立入証（身分証明書）交付願 62	様式4 土地立入証（身分証明書）交付願 61	
様式5 測量業務計画書 63	様式5 測量業務計画書 62	
様式6 作業編成 64	様式6 作業編成 63	
様式7 作業員名簿 65	様式7 作業員名簿 64	
様式8 品質管理計画 66	様式8 品質管理計画 65	
様式9 段階確認計画 67	様式9 段階確認計画 66	
様式10 使用機器一覧表 68	様式10 使用機器一覧表 67	
様式11 使用材料一覧表 69	様式11 使用材料一覧表 68	
様式12 連絡体制 70	様式12 連絡体制 69	
様式13 測量業務協議簿一覧 71	様式13 測量業務協議簿一覧 70	
様式14 測量業務協議簿 72	様式14 測量業務協議簿 71	
様式15 業務月報報告書 73	様式15 業務月報報告書 72	
様式16 業務月報 74	様式16 業務月報 73	
様式17 借用（返納）書 75	様式17 借用（返納）書 74	
様式18 土地所有者一覧表 76	様式18 土地所有者一覧表 75	
様式19 立会願い書 77	様式19 立会願い書 76	
様式20 測量の実施について（お願い） 78	様式20 測量の実施について（お願い） 77	
様式21 段階確認願 79	様式21 段階確認願 78	
様式22 測量委託業務実施報告書 80	様式22 測量委託業務実施報告書 79	

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和6年3月版	備考
【標準図集】	【標準図集】	
図1 札幌市公共基準点 標準埋設図 82	図1 札幌市公共基準点 標準埋設図 81	ページ番号の修正
図2 札幌市公共基準点 鉄蓋詳細図 83	図2 札幌市公共基準点 鉄蓋詳細図 82	
図3 札幌市基準点 標準埋設図 84	図3 札幌市基準点 標準埋設図 83	
図4 札幌市基準点用金属標 詳細図 85	図4 札幌市基準点用金属標 詳細図 84	
図5 札幌市基準点用標示杭 標準設置図 86	図5 札幌市基準点用標示杭 標準設置図 85	
図6 札幌市基準点 石標 標準埋設図 87	図6 札幌市基準点 石標 標準埋設図 86	
図7 札幌市基準点 金属標 標準設置図 88	図7 札幌市基準点 金属標 標準設置図 87	
図8 札幌市基準点 (3級) 標準埋設図 89	図8 札幌市基準点 (3級) 標準埋設図 88	
図9 札幌市水準点 標準埋設図 90	図9 札幌市水準点 標準埋設図 89	
図10 札幌市図根点 標準埋設図 91	図10 札幌市図根点 標準埋設図 90	
図11 札幌市図根点 詳細図 92	図11 札幌市図根点 詳細図 91	
図12 札幌市図根点 頭部貼付プレート 詳細図 93	図12 札幌市図根点 頭部貼付プレート 詳細図 92	
図13 札幌市図根点 鉄蓋頭部字型 詳細図 94	図13 札幌市図根点 鉄蓋頭部字型 詳細図 93	
図14 札幌市道路基準(中心)点 標準埋設図 95	図14 札幌市道路基準(中心)点 標準埋設図 94	
図15 札幌市道路基準(中心)点蓋類 詳細図 96	図15 札幌市道路基準(中心)点蓋類 詳細図 95	
図16 境界標 標準埋設図 1 (道路境界) 97	図16 境界標 標準埋設図 1 (道路境界) 96	
図17 境界標 標準埋設図 2 (市有地境界) 98	図17 境界標 標準埋設図 2 (市有地境界) 97	
図18 境界標 標準埋設図 3 (河川境界) 99	図18 境界標 標準埋設図 3 (河川境界) 98	
図19 境界標 標準埋設図 4 (民有地等境界) 100	図19 境界標 標準埋設図 4 (民有地等境界) 99	
図20 境界標 金属標 標準設置図 101	図20 境界標 金属標 標準設置図 100	
図21 見出し杭 標準設置図 102	図21 見出し杭 標準設置図 101	

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年 10 月版	(旧) 令和 6 年 3 月版	備考
<p style="text-align: center;">第 I 章 総則</p> <p>I-2 用語の定義</p> <p>仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1～25. (省略)</p> <p>26. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>なお、電子納品を行う場合は、別途担当職員と協議するものとする。</p> <p>27～32. (省略)</p> <p>I-35 現場管理と安全の確保</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達_____）を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>3～12. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 I 章 総則</p> <p>I-2 用語の定義</p> <p>仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1～25. (省略)</p> <p>26. 「書面」とは、_____発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>なお、電子納品を行う場合は、別途担当職員と協議するものとする。</p> <p>27～32. (省略)</p> <p>I-35 現場管理と安全の確保</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受託者は、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1) 受託者は、_____「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達令和 4 年 2 月）を参考にして、常に調査の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>3～12. (省略)</p>	<p>文言の追加</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年 10 月版	(旧) 令和 6 年 3 月版	備考
<p>I-40 ワンデーレスポンス・ウィークリースタンスの取組</p> <p>1. 受託者・委託者間の意思確認に伴う作業の遅延を抑制するため、作業円滑化（ワンデーレスポンス）の取組に努めるものとする。緊急時等のやむを得ない場合を除き、以下の対応を基本とする。なお、取組の趣旨を理解して柔軟な対応を行うこととする。</p> <p>(1) 受託者（主任技術者等）の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議の際は、状況把握ができる資料による報告と回答期限を伝える。 ・急な案件が生じないように、担当職員への事前の情報提供などの工夫を行う。 ・担当職員から協議に関する資料提供の依頼があった場合は、速やかに対応を行う。 <p>(2) 委託者（担当職員等）の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者から協議があった場合は、基本的には「その日のうち」もしくは「受託者が希望する期限まで」に回答する。 ・希望する期限までに回答できない場合は、回答可能な期日を伝える。 ・予告していた回答期限を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受託者へ新たな回答期限を伝える。 		<p>文書の追加</p>

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年 10 月版	(旧) 令和 6 年 3 月版	備考
<p>2. 受託者・委託者双方の「時間外労働の縮減」及び「休日確保」など労働環境の改善を推進するため、労働環境改善（ウィークリースタンス）の取組に努めるものとする。緊急時等のやむを得ない場合を除き、以下の対応を基本とする。なお、対応にあたっては取組の趣旨を理解して柔軟な対応を行うこととする。</p> <p>(1) 作業等の依頼に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務時間外の対応を依頼しない。 ・依頼期限は、休日明けを避けるとともに、十分な対応期間を確保する。 <p>(2) 打合せに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一堂に会した打合せが必要な場合以外は、WEB 会議を積極的に活用する。 ・昼休みや終業間際の打合せを行わない。 ・移動時間等も含め、昼休みや業務時間外に掛からない時刻を設定する。 		<p>文書の追加</p>
<p>I -41 特定外来生物（植物）について</p>	<p>I -40 特定外来生物（植物）について</p>	<p>項目番号の変更</p>
<p>I -42 法定外の労災保険の付保</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを外業開始前に担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>5. 履行期間を変更したことにより、外業期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>6. （省略）</p>	<p>4-41 法定外の労災保険の付保</p> <p>1～3（省略）</p> <p>4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写し_____を外業開始前に担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>5. 履行期間を変更したことにより、外業期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写し_____を担当職員へ提出しなければならない。</p> <p>6. （省略）</p>	<p>項目番号の変更</p> <p>取扱いの変更</p>